

農地集積推進事業費補助金交付要綱

平成24年6月27日農林部長決裁
平成27年4月1日一部改正
平成29年5月30日一部改正
平成30年4月2日一部改正
令和元年5月8日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、企業等の農業参入の支援を通じて、本県農業の振興を図るため、市町村等が実施する企業参入連携促進事業実施要領（平成24年6月27日付け農ビ第252号農林部長通知。以下「実施要領」という。）に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号とする。

(事業内容の変更等)

- 第5条 補助事業者は、規則第6条の規定により知事が付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書

を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の増減が20%以内の変更（補助額の変更を伴う場合を除く）とする。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第7条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（補助対象事業の廃止の場合を含む）の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い日とする。

- 3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

（1） 事業内容がわかる写真

（2） 事業費の明細

（3） その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

（支払方法）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、速やかに様式第6号の請求書を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定めのある財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については知事が別に定める期間とする。

2 同条第2号のその他知事が定めるものは、1件の取得価格が5万円以上の財産とする。ただし、消耗品については、この限りではない。

3 補助事業者は、規則第19条の知事の承認を得ようとするときは、様式第7号の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、農業支援課に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業名	補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
農地集積推進事業	農地中間管理機構	企業参入連携促進事業実施要領第4の(2)に掲げる事業	<ul style="list-style-type: none">・賃金（当該事業のみに従事する臨時職員賃金）・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・負担金・備品購入費（専ら当該事業に使用する備品でリース等による対応が困難と認められるものに限る。）	定額	1地区あたり 200千円

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年度農地集積推進事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

下記により、標記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の内容及び事業費等
別紙 1 のとおり

団体名	
-----	--

1 事業内容

項目	内容
農地の利用調整活動	
圃場条件整備の計画	
上記に関連して必要となる業務等	

2 経費

総事業費	負担区分	
	県補助金	その他
0	0	0

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合計	0	0	0	0	

(2) 支出

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
農地の利用調整活動					
圃場条件整備の計画					
上記に関連して必要となる業務等					
合計	0	0	0	0	

5 添付資料

(1) 事業費の積算根拠

(2) その他参考となる資料

様式第2号（第4条関係）

令和 年度農地集積推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記
補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助事業名

2 交付金額 金 円

3 支払方法

4 交付条件

- （1） 農地集積推進事業費補助金交付要綱第5条第2項に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4） 交付金額が、要綱第2条で定める補助額の範囲を超えることとなったときは、速やかに知事に報告すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 年度企農地集積推進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 補助事業名

2 変更（中止・廃止）理由

3 変更内容 別紙1のとおり（中止・廃止を除く）

※変更部分は2段書きし、変更前を上段括弧書きすること。

様式第4号（第7条関係）

令和 年度農地集積推進事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業に要した経費の積算に関する事項
別紙2のとおり

団体名	
-----	--

1 事業実績

項目	内容
農地の利用調整活動	
圃場条件整備の計画	
上記に関連して必要となる業務等	

2 経費

総事業費	負担区分	
	県補助金	その他
	0	0

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 収支精算額

(1)収入

負担区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合計	0	0	0	0	

(2)支出

負担区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
農地の利用調整活動					
圃場条件整備の計画					
上記に関連して必要となる業務等					
合計	0	0	0	0	

5 添付資料

- (1)事業内容がわかる写真
- (2)事業費の明細
- (3)その他参考となる資料

様式第5号（第8条関係）

令和 年度農地集積推進事業費補助金交付確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした標記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付確定額 金 円

様式第6号（第9条関係）

令和 年度農地集積推進事業費補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定（交付決定）の通知を受けた標記補助金の支払を下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付確定額 金 円
（補助金交付決定額）

3 請 求 額 金 円

※ 債権者コード

下記の銀行口座に振替えてください。	
名 義	※ フリガナを併せて記載してください。
区	銀 行 支店 信用金庫 農 協 支所
分	普通No. 当座No.

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。

※ 要綱第9条第1項により補助金の交付を請求する場合には、「交付確定」を「交付決定」と「補助金交付確定額」を「補助金交付決定額」に修正の上使用すること。

様式第7号（第10条関係）

農地集積推進事業費補助金に係る財産処分承認申請書

令和 第 年 月 日
 第 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称及び代表者の氏名

〇〇 年度農地集積推進事業で取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 処分する財産

財 産 の 名 称	取 得 年 月 日	取 得 金 額(円)

4 処分の内容

5 処分の理由

6 処分後の事業計画